

## 議第162号

### 滋賀県職員等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和2年11月27日

滋賀県知事 三日月 大 造

#### 滋賀県職員等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

(滋賀県職員等の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 滋賀県職員等の給与等に関する条例（昭和32年滋賀県条例第27号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項および第3項、第34条第2項ならびに第37条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の110」を「100分の105」に改める。

第2条 滋賀県職員等の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項および第3項、第34条第2項ならびに第37条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改める。

(滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年滋賀県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項および第3項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第4条 滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項および第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

(滋賀県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第5条 滋賀県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年滋賀県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第6条 滋賀県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条および第6条の規定は、令和3年4月1日から施行する。